

令和5年10月13日

所属長 各位

三木町長 伊藤 良春

令和6年度予算編成方針について

令和6年度の予算編成方針を次のとおり定めましたので、三木町予算規則第3条の規定に基づき通知します。

記

1 国の経済情勢

我が国の経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、依然として、世界経済を取り巻く不確実性は増しており、世界的な物価高騰とそれに対する各国金融引締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が我が国経済に与える影響に十分注意しなければならない。

そのような状況の中、政府は「人への投資の強化」「投資の拡大と経済社会改革の実行」「少子化対策・こども政策の抜本強化」「包摂社会の実現」「地域・中小企業の活性化」を推進し、「新しい資本主義」を加速させることで、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すとしている。

2 本町の財政状況

本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において現在は健全性を確保しているところであるが、近年はエネルギー価格高騰による町有施設の光熱水費の増加や資材価格高騰による工事費等の増加が、町財政に非常に深刻な影響を与えている。またウクライナ情勢の終息が見込めない中、エネルギー価格や資材価格の更なる高騰の可能性なども想定されており、今後も経常的な支出の増加が見込まれる。

さらに、超高齢社会の進行のため社会保障関係費である扶助費などの経常的経費が年々増加していることに加え、建設中の学校給食センターや認定こども園等、大型の普通建設事業が計画されていることもあり、本町の財政運営はこれまで以上に厳しさを増していくものと考えられる。

3 予算編成の基本方針

本町を取り巻く内外の環境が、より一層厳しさ・不透明さを増していく中、全ての施策をこれまで通りに実施することは困難であり、限られた行財政資源の選択と集中を押し進め、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底しなければならない。そのため令和6年度の予算編成にあたり、以下4つの基本事項を示すこととする。

(1) 「スクラップ・フォー・ビルド」の徹底

町が持つ行財政資源には限りがあることを自覚し、前年度踏襲とすることなく、中長期的な視点に立った施策のために、既存の事業についてゼロからの見直しを行うこと。

(2) 行政デジタル化の推進

ICT技術やAIの積極的導入により、デジタルデバイド(情報格差)を解消しながら全ての人にデジタルを活用した「早い・簡単・丁寧」な住民サービスを提供するとともに、業務効率化を図ることで経費削減に努めること。

(3) カーボンニュートラルの実現

2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロの実現を目指すために、町民や事業者と協働して地球温暖化対策に取り組むこと。

(4) 一般財源の抑制・特定財源の確保

一般財源の支出が多額となる事業は、特に費用対効果を十分検討し、徹底した一般財源の抑制に努めつつ、国・県の動向を注視し特定財源の獲得にも努めること。

また、特定財源を伴わない経常経費については、令和5年度当初予算額の範囲内で要求すること。ただし、人件費や物価高に伴う燃料費・光熱水費・業務委託料の上昇分については例外とし、要求を認める。

これを受け、新年度の重点施策は、以下の5点とする。

- 学校給食センター及び認定こども園整備に係る事業
並びに公共施設の長寿命化等に係る事業
- 全世代の健康づくりの推進に資する活動の支援事業
- 災害に強い安全・安心のまちづくりに係る事業
- カーボンニュートラルの推進に係る事業
- 町制施行70周年に係る事業